

土地収用法施行令（昭和二十六年政令第三百四十二号）第五条第一項の規定により、次のとおり公示送達する。

平成十九年十一月五日

広島県収用委員会

一 送達を受けるべき者

平谷勇吉外八人 住所不明

二 送達すべき書類の名称

安浦都市計画公園事業三・三・一号安登線に係る土地収用事件の第一回審理開催の通知

書

三 土地等の表示

目 安登西六丁 吳市安浦町	所 在		地 番	地 目	積
	地 番	公簿			
一三三番	一三三番	ため池	現況	公簿(㎡)	実測(㎡)
ため池	ため池	雜種地	公簿(㎡)	実測(㎡)	裁決手続を開始する土地の面積(㎡)
雜種地	三八〇	三八三・三八	三八三・三八	三八三・三八	三三五
	三三五	三三五・四六	三三五・四六	三三五・四六	三三五・四六

四 送達すべき書類を保管している部局の名称及びその所在地

広島県土木部総務管理局土木総務室

広島市中区基町一〇番五二号

(注意) 右書類を受領しないときは、平成十九年十一月十九日をもって、その書類の送達があつたものとみなされます。